

公立保育所民営化実施計画

1. はじめに

市内公立保育所の民営化については、平成21年2月に策定しました「保育所民営化に関する基本方針(平成20年度改訂版)」に基づき推進することとし、実施時期は、「平成22年度から保護者や地域住民の理解を得られるなどの民営化推進の条件が整った園から実施していく。」としています。

具体的な実施にあたっては、地域住民や保護者への説明会の開催、移管に伴う準備事務に費やす日程等を考慮すると、全ての保育所の民営化業務を一斉に実施することは困難であることから、年次的な推進を行うこととして、当該実施計画を策定します。

2. 民営化の目的

本市では、少子化による子どもの数が減少するなか、女性の社会進出や就労形態の変化などにより、保育ニーズは年々増加し、その内容も多様化しています。

一方、厳しい財政状況が続くなかでは、市内の全ての保育所を公立のまま維持することは極めて困難となっています。

このような状況に対応するため、積極的に市内の社会福祉法人(名張市社会福祉協議会を含む)や学校法人の力を借りながら、保育の充実を図り、安心して産み育てられる子育て環境づくりを進めていくことが必要です。本市では、官民の適切な役割分担を進め、保育や子育ての支援を充実させるため、公立保育所の民営化を進めていきます。

3. 保育所の現状

市内の公立保育所は、平成21年4月現在で13保育所あり、そのうち民営化の対象となる保育所は、へき地保育所である国津保育所を除く次の12保育所となります。

(H21.4.1 現在)

| 保育所名 | 定員 (人) | 入所者数 (人) | 定員比較 | 正規職員数 | | 建設年度 |
|------|-----------|-------------|------|-------|-----|------|
| | | | | 保育士 | 調理員 | |
| 昭和 | 150 | 181 | 増 | 10 | 2 | S62 |
| 名張西 | 150 | 174 | 増 | 9 | 3 | H15 |
| 蔵持 | 70 | 72 | 増 | 4 | 1 | S54 |
| 大屋戸 | 50 | 61 | 増 | 3 | 1 | S54 |
| 薦原 | 40 | 39 | 減 | 3 | 1 | H7 |
| 西田原 | 70 | 76 | 増 | 6 | 1 | S53 |
| 東部 | 110 | 121 | 増 | 8 | 1 | S51 |
| 比奈知 | 130 | 149 | 増 | 10 | 1 | S54 |
| 滝之原 | 60 | 57 | 減 | 3 | 1 | S60 |
| 錦生 | 45 | 20 | 減 | 3 | 1 | S51 |
| 赤目 | 120 | 84 | 減 | 7 | 1 | S57 |
| 桔梗が丘 | 180 | 202 | 増 | 10 | 3 | H6 |

平成21年4月時点において、8保育所が定員より多い児童を措置し、4保育所が定員割れとなっています。ただし、12保育所の定員に比べ61名多い児童を措置しています。

また、保育所の正規職員(保育士、調理員)について、退職者補充を行わない場合の推移は、以下のとおりとなります。

(単位:人)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 保育士 | 83 | 80 | 77 | 75 | 71 | 68 | 63 | 62 |
| 調理員 | 17 | 17 | 17 | 16 | 16 | 16 | 14 | 14 |

| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 保育士 | 61 | 57 | 55 | 53 | 47 | 44 | 43 | 40 |
| 調理員 | 11 | 10 | 10 | 9 | 8 | 6 | 6 | 6 |

保育士数には「こども支援センターかがやき」及び「子育て支援室」配置の保育士4名が含まれます。

4 民営化推進に係る課題

公立保育所の民営化に当たっては、次の事項が課題となります。

地域住民、保護者の合意

民営化の実施に当たっては、候補となる保育所の保護者や地域住民の理解を得る必要があります。

既存幼稚園との連携

平成20年3月に「名張市就学前教育・保育に関する検討委員会」から受けた提言を尊重し、市内既存の公立・私立幼稚園との連携強化を検討する必要があります。

施設の移管手続き

民営化に際し、移管先法人に土地は無償貸与、建物は無償譲渡することとしています。このため、建物登記等の移管手続きを行う必要があります。

施設の整備

民営化する保育所の中には、建設年度が昭和56年度以前のものもあります。このため、耐震改修を民間手法で対応する必要があります。

職員の処遇

現在の保育所正規職員(保育士、給食調理員)の雇用実態を鑑み、名張市社会福祉協議会への派遣等も検討し、民営化後の正規職員の適正な配置を行う必要があります。

保育内容の質の確保

基本方針に基づき、民営化により保育所の延長保育、一時保育、障害児保育等の特別保育の充実を図る必要があります。

5 具体的な取り組み

以上のような課題事項を踏まえ、民営化の推進については、次のとおり取り組むこととします。

実施時期

平成22年度から平成24年度の3年間で取り組むこととします。なお、それぞれの年度の実施日は4月1日とします。

年次計画

各年度の実施保育所は次のとおりとします。

なお、平成23年度以降の取り組みについては、公募に伴う受け入れ法人の有無や事前準備業務の進捗状況等により、毎年度実施計画の見直しを行うこととします。

| | |
|-------------|----------------------------|
| 平成22年度(第1次) | 昭和保育所、名張西保育所、東部保育所、西田原保育所 |
| 平成23年度(第2次) | 桔梗が丘保育所、蔵持保育所、滝之原保育所、錦生保育所 |
| 平成24年度(第3次) | 比奈知保育所、赤目保育所、大屋戸保育所、薦原保育所 |

平成22年度実施理由

「昭和保育所」「名張西保育所」「東部保育所」「西田原保育所」の平成22年度実施理由は、次のとおりとします。

ア 昭和保育所、名張西保育所、東部保育所は、大規模保育所であり、民営化に伴う国県負担金の財源確保が期待できること。

イ 西田原保育所は建設年度が昭和56年度以前ではあるものの、他に調整・整理を要する事項がなく、事業推進に支障がないこと。

ウ 上記の4保育所とも乳児保育を実施しており、さらに、昭和保育所、名張西保育所は午後7時15分まで、東部保育所は午後8時までの延長保育を実施し、名張西保育所は休日保育を実施しており、それぞれが保育ニーズの高い保育所であること。

平成23年度以降の年次設定理由

残る保育所の平成23年度及び24年度の実施理由は、次のとおり調整・整理が必要となることによるものです。

| 年度 | 保育所名 | 調整・整理を必要とする事項 |
|-----|------|---|
| H23 | 桔梗が丘 | ・近隣の私立幼稚園との連携・調整が必要となります。 |
| | 蔵持 | ・敷地が隣接する小学校と共有しているため、その整理が必要となります。 ・昭和56年度以前の建設のため耐震調査の結果によっては改修工事が必要となります。 |
| | 滝之原 | ・入所者が定員に満たない小規模保育所のため移管先法人の安定的経営を維持するための調整(複数移管)が必要となります。 ・敷地が隣接する小学校と共有しているため、その整理が必要となります。 |

| | | |
|-----|-----|--|
| | 錦生 | <ul style="list-style-type: none"> ・移管に際して敷地の調整が必要となります。 ・昭和56年度以前の建設のため耐震調査の結果によっては改修工事が必要となります。 ・入所者が定員に満たない小規模保育所のため移管先法人の安定的経営を維持するための調整(複数移管)が必要となります。 |
| H24 | 比奈知 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権保育の実践保育所に伴う調整が必要となります。 ・昭和56年度以前の建設のため耐震調査の結果によっては改修工事が必要となります。 |
| | 赤目 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権保育の実践保育所に伴う調整が必要となります。 ・移管に際して敷地の調整が必要となります。 |
| | 大屋戸 | <ul style="list-style-type: none"> ・移管に際して敷地の調整が必要となります。 ・昭和56年度以前の建設のため耐震調査の結果によっては改修工事が必要となります。 |
| | 薦原 | <ul style="list-style-type: none"> ・移管に際して敷地の調整が必要となります。 ・入所者が定員に満たない小規模保育所のため移管先法人の安定的経営を維持するための調整(複数移管)が必要となります。 |

6 民営化推進の日程

平成22年4月までの主な日程は、次のとおりとします。

| | | |
|---------|-------|--------------------------------------|
| 平成 21 年 | 4月～5月 | 民営化実施計画(案)策定 |
| | 5月 | 議会説明 |
| | 5月 | 民営化実施計画策定 |
| | 5月 | 法人公募要項作成 |
| | 5月～6月 | 地元、保護者会、職員組合説明 |
| | 6月 | 移管先法人公募 |
| | 6月 | 選定委員会設置、民営化法人選定 |
| | 6月～7月 | 地元、保護者会、職員組合説明 |
| | 6月～ | 移管法人との調整開始 |
| | 7月 | 建物表題登記手続き |
| 平成 22 年 | 10月 | 新年度入所者募集 |
| | 3月 | 設置運営移管に関する協定締結 土地無償貸付、建物無償譲渡関連手続き |
| | 4月1日 | 民間保育園開園 |